

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年1月20日（金） 午後2時00分から午後2時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1、2-2</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>4. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礒川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後2時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和5年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>《会長あいさつ》</p>
事務局長	
会長	

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 4番 田 中 光 義 委員 議席番号 5番 浅 井 佐智子 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・17件 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・13件 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・4件 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・2件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・4件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番、2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成元年に設立された法人で、主として織物、縫製品の検査修正加工業事業を営んでおります。現状は関連会社と駐車場を共用しており、その関連会社が運送部門のトラックスペースを拡張する計画をしております。そのため、関連会社と駐車スペースを分け、工場の従業員等の駐車スペースを工場近くに設置したいと考えるようになりました。幸いにも工場近隣の申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を借り受け、および買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地の近隣にて生活しております。就職し生活時間が違う娘は離れで暮らしておりますが、申請地を娘の車の駐車場として利用しております。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく利用しておりました。深く反省しております。今般の申請にて申請地を買い受け、1台分の駐車場を申請地に設置する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて妻と子ども1人の3人で生活しています。家財も増え、現在のアパートでは手狭に感じるようになってきました。そこで、自己用住宅を建築する計画を立てました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。そんな現状から困っていたところ、伯父の所有地である申請地であれば住宅建築に使用してもよいと言ってもらえました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から17番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第10号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から17番、全体筆数は72筆、面積は88,113㎡です。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコンです。愛知県知事同意は令和5年1月5日、愛知県農業振興基金同意は令和5年1月6日、公告年月日は令和5年1月31日、契約開始年月日は令和5年2月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13件の届出を受理いたしました。</p>
辻委員	<p>農地の時効取得とはどのようなことをいうのでしょうか。</p>
事務局	<p>他人の所有する農地を20年間所有の意思を持って利用することで、その農地の所有権を得ることができる取得方法です。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、4件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p>

会長	只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
服部委員	農地改良届の届出者について、前回の農地改良届の提出時からの農地の状況及び対応はどうなっていますか。
事務局	作付の不可能となった田は畑として作付を行う計画を立て、営農計画書を提出していただいております。また、田に土を入れる際にも、県の環境保全課と共に、廃棄物などが入らないよう指導を行っております。
会長	その他、宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午後2時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年1月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 4番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号 5番委員 浅 井 佐智子